男鹿市小規模工事等契約希望者登録要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な工事及び修繕等(以下「小規模工事等」という。)について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する業者(以下「契約希望者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事の対象となる契約は、内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、請負対応 金額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

- 第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただ し、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、補助人又は破産者で復権を得ていない者。
 - (2) 男鹿市建設業者等級格付名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者。
 - (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有している者。
 - (4) 市税等を滞納し、経営状況が著しく不健全な者。
 - (5) 代表者(役員及び委任を受けた者を含む)又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者。

(登録申請の方法)

- 第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録の申請は2年に1回定期に行うものとし、有効期間は2年間とする。定期の登録申請期間 後も随時受付するものとし、その場合の登録有効期間は残期間とする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は前条の規定により登録の申請があったときは、申請内容の確認を行った後、小規模 工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは、小規模工事等契約希望者登録変更届(様式第2号)を、事業を中止、又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録中止 (廃止)届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市は、小規模工事等に該当する者の選定に際し、登録名簿に登載された者に積極的に発注 するよう務めるものとする。ただし、男鹿市建設業者等級格付名簿に登録された者のうちから業 者を選定することを妨げないものとする。

(補 則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、男鹿市財務規則、その他関係法令に定めるもののほか、市長が別に定める。

(施行期日)

- この要綱は、平成17年3月22日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

男鹿市小規模工事等契約希望者登録運用基準

男鹿市小規模工事等契約希望者登録要綱(以下「登録要綱」という。)の運用基準を次のとおり 定める。

1 第1条関係

(1) 小規模工事等の例示は、別表のとおりとする。

2 第3条関係

- (1) 建設業法の許可の有無、経営組織、従業員数は問わないものとする。
- (2)「主たる事業所」とは、本社、本店をいう。

3 第4条関係

- (1) 登録申請の受付は、2年ごととする。
- (2) 受付期間は概ね30日間とする。ただし、受付期間後であっても随時受付する。この場合 の登録期間は2年の残期間とする。
- (3) 契約希望者が登録申請できる希望業種は、3業種以内とする。

4 第8条関係

- (1) この要綱による契約は、随意契約によるものとする。
- (2) 請書(別紙1)により、契約を締結するものとする。ただし、契約金額が10万円未満の場合は、省略することができる。

男鹿市小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

男鹿市長 様

男鹿市が発注する小規模工事等の契約希望者登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓います。また、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていないもの及び男鹿市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団又はそれらと密接な関係を有する者であると認められるものではないことを誓約します。

住所又は所	在地	男鹿市	_ i		
フリガ	・ナ				申請・使用印
商号又は	名称				
フ リ カ 代表者の職				 	
電話番号		•	携帯電話番号	FAX 番号	

※使用印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑を押印してください。

登録希望業種(希望する番号を〇で囲み、必要事項を記入してください)【3工種まで登録可】

番号	希望する工事等の種類	資格、免許等の名称	経験年数
1	土木一式工事		年
2	建築一式工事		年
3	大工工事		年
4	石工事		年
5	左官工事		年
6	建具工事		年
7	板金金物工事		年
8	塗装工事		年
9	内装工事		年
10	畳工事		年
11	造園工事		年
12	電気工事		年
13	管工事		年
14	その他 (上記にあてはまらないもの)		年

【添付書類】資格、免許等が必要な場合は、それを証明する書類の写しを添付してください。

男鹿市小規模工事等契約希望者登録変更届

男鹿市長 ○ ○ ○ 様

住 所

申請者

氏 名

囙

小規模工事等契約希望者登録事項に変更があったので、男鹿市小規模工事等契約希望者登録要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更事項

変更前	
変更後	

添付書類

・希望業種の変更、追加の場合、許可・免許が必要な業種については、それらを受けている場合のみ申請できますので、それを証明する書類の写しを添付してください。

男鹿市小規模工事等契約希望者登録中止(廃止)届

												年	月	日
男牌	東市長	0 0	0	\circ	様									
							住	所						
						申請者	氏	名					印	
						を中止(唇			ご、男題	東市小規模	莫工事等	等契約	希望を	者登録
要約	岡第 6 🕯	条の規定	により	り、T	「記のと	おり届けと	出しま、	す。						
							記							
							ĒĹ							
1	住所	又は所在	地											
2	商号	又は名称												
3	代表表	者の職氏	名											
Ü	1 (2)		Н											
4	中止	(廃止)	年月日	3				年	月	日				
			二又は											

小規模工事等の工種と工事例示

番号	工 種	工 事 の 例 示				
1	土木一式工事	土工事、フェンス工事、工作物解体工事、 側溝等の修繕工事				
2	建築一式工事	建物等の修繕工事、工作物解体工事				
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事				
4	石工事	石積み工事等				
5	左官工事	左官工事、タイル工事				
6	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、木製建具工事				
7	板金金物工事	屋根工事、板金金物加工工事				
8	塗装工事	塗装工事				
9	内装工事	壁張り工事、カーテン・ブラインド工事、 床仕上工事、天井仕上工事				
1 0	畳工事	畳工事				
1 1	造園工事	植栽工事、公園設備工事等				
1 2	電気工事	電気工事				
1 3	管工事	空調設備工事、衛生設備工事、給湯設備工事				
1 4	その他	上記にあてはまらないもの				

請 書

印紙

添 付

契約金額	一金	円也

修		繕		名	
修	繕	i :	場	所	
着	工	年	月	田	年 月 日
完	成	年	月	田	年 月 日
特	別	契 糸	事	項	
契約代金支払時期			払時		検査終了後、請求があった日から30日以内

上記修繕については、男鹿市財務規則を遵守し誠実に履行するとともに、違背があったときには同規則によって処分されても何等異議ありませんので、ここに請書を提出いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 印

男鹿市長 ○ ○ ○ ○ 様